

平成26年度

香川労働局雇用施策実施方針

平成26年4月

香川労働局

平成26年度香川労働局雇用施策実施方針

目 次

第1	趣旨	1
第2	平成26年度の主な雇用施策	
	(1) 離職を余儀なくされる労働者の再就職の支援	1
	(2) 成長分野などで求められる人材育成の推進	2
	(3) 女性の活躍促進	3
	(4) 若年者に対する就労支援	3
	(5) 高年齢者の就労推進を通じた生涯現役社会の実現	5
	(6) 障害者の就労促進	6
	(7) 生活困窮者に対する就労支援の推進	9

第1 趣旨

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、香川労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を香川県知事の意見を聞いて定めたものであり、当該施策と香川県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関係の下に、円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

香川労働局では、地域の状況を踏まえて、以下の施策について香川県と連携することにより、効果的・一体的に実施する。

第2 平成26年度の主な雇用施策

(1) 離職を余儀なくされる労働者の再就職の支援

(ア) 離職者に対する再就職支援

内容：地域において多くの離職者の発生が見込まれる場合、香川県及び関係団体と求人開拓等で連携・協力し、必要に応じて雇用対策本部を設置するとともに、労働移動支援助成金や産業雇用安定センターの積極的な活用などを通じて離職者の円滑な再就職実現を支援する。

香川労働局が実施する業務

- 大量雇用変動等に係る情報収集及び香川県への情報提供を行う。
- 労働局内に「雇用対策本部」を設置し、大量雇用変動等対策会議を開催する。
- 事業所等と連携し、離職予定者に対する在職中からの相談・支援、離職後の早期再就職支援を実施する。
- ハローワークの求人情報のオンライン提供について、平成26年9月から香川県に提供を行う。

香川県が実施する業務

- 大量雇用変動等に係る関連企業情報等の収集及び情報提供を行う。
- 人材ニーズや訓練ニーズを踏まえた職業訓練を実施する。
- 香川県が設置する「香川県就職サポートセンター」において、離職予定者に対する在職中からの相談・支援、離職後の早期再就職支援

を実施する。

- 平成 26 年 9 月よりハローワークの求人情報がオンライン提供されることから、「香川県就職サポートセンター」で活用し、マッチング機能の強化を図る。

(2) 成長分野などで求められる人材育成の推進

(ア) 成長分野での職業訓練の推進

内容：成長分野を中心に、民間教育訓練機関等を活用した実践的な公共職業訓練の推進及び求職者支援訓練を推進するとともに、訓練修了者への就職支援体制を整備し、きめ細かな就職支援を行う。

香川労働局が実施する業務

- 地域の人材ニーズや訓練ニーズについて把握分析をし、香川県等に対して情報を提供する。
- 香川県と連携、調整して、香川地域訓練協議会において公共職業訓練計画を考慮の上、求職者支援訓練について人材ニーズを踏まえた訓練計画（分野、規模等）を策定する。具体的には、県の委託訓練が開催されない時期に求職者支援訓練の上限枠を多めに設定する等の対応を検討する。
- 訓練修了者に対して、香川県と連携し、訓練修了前から担当制も踏まえたきめ細かな就職支援を行う。
- 香川県及び訓練機関を通じて、訓練受講者への求人情報の提供や就職希望アンケートの実施等により早期再就職を支援する。

(目標：求職者支援訓練による職業訓練修了 3 か月後の就職率は
基礎コース 55%以上、実践コース 60%以上)

香川県が実施する業務

- 香川労働局から提供された「求職者支援訓練計画」を考慮の上、公共職業訓練について、人材ニーズや訓練ニーズを踏まえた訓練計画（分野、規模等）を策定する。
- 香川労働局が主催する地域訓練協議会に参画し、委託訓練と求職者支援訓練の設定地域・開講時期等の調整を行う。
- 香川労働局から提供された求人情報や就職希望アンケート結果等により、訓練受講者の早期再就職を支援する。

(3) 女性の活躍促進

(ア) ポジティブ・アクション及び仕事と家庭の両立支援策の推進

内容：女性の活躍促進や両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備が進むよう、地方自治体と連携して取組を推進する。

香川労働局が実施する業務

- ポジティブ・アクションの促進のために企業への直接的な働きかけを実施するとともに、県内経済四団体に女性の活躍促進（ポジティブ・アクション）の取組等を要請する場合は県と連携して行う。
- 育児・介護休業法の周知・徹底及び次世代法に基づく一般事業主行動計画策定・くるみん認定に向けた働きかけを香川県と連携して行う。

香川県が実施する業務

- 県内経済四団体に女性の活躍促進（ポジティブ・アクション）の取組等を要請する場合は、香川労働局と連携して行う。
- 中小企業を対象とした次世代法に基づく一般事業主行動計画策定への働きかけ及び育児・介護休業法の周知を、香川労働局と連携して行う。

(4) 若年者に対する就労支援

(ア) 大学等新卒者や既卒者等若年者に対する就職支援の推進

内容：大学等新卒者や既卒者に対し、香川県と香川労働局が連携し、就職面接会等を開催するなど若年者に対する就労支援策を実施する。

香川労働局が実施する業務

- 香川県など関係機関と連携し、大学等新卒者や既卒者向けの就職面接会を開催する。併せて、若者応援企業の普及拡大・情報発信の強化を図る。
- 新卒者等の就職環境を踏まえ、県内経済四団体に新卒者の採用枠の拡大等について要請する場合は、県と連携して行う。
- 香川県が実施する大学等新卒者を対象とした県内企業見学会への参加案内リーフレットをハローワークに配置し、周知・広報を行う。
- 香川県など関係機関が参集する香川新卒者就職応援本部を開催し、新卒者への就職促進・支援等について情報交換等を行い、対策を協議する。
- 香川県が開催する大学等就職担当者連絡会議に出席し、新卒者への

就職促進・支援等について情報交換等を行い、県と連携して大学等への支援策を協議する。

- 香川県が設置する「香川県就職サポートセンター」について周知・広報を行うなど、大学進学時に県外に流出した学生等の UJI ターン就職を促進するための県の取組みに連携・協力を図り、県外学生等の UJI ターン就職を支援する。

香川県が実施する業務

- 香川労働局など関係機関と連携し、大学等新卒者や既卒者向けの就職面接会を開催する。併せて、若者応援企業の普及拡大・情報発信の強化を図る。
- 新卒者等の就職環境を踏まえ、県内経済四団体に新卒者の採用枠の拡大等について要請する場合は、香川労働局と連携して行う。
- 香川労働局、ハローワークに県内企業見学会への参加リーフレットを配置し、周知・広報の依頼を行う。
- 香川労働局が主催する香川新卒者就職応援本部に出席し、新卒者への就職促進・支援等について情報交換等を行い、対策を協議する。
- 香川労働局など関係機関が参集する大学等就職担当者連絡会議を開催し、新卒者への就職促進・支援等について情報交換等を行い、香川労働局と連携して大学等への支援策を協議する。
- 「香川県就職サポートセンター」において、大学進学時に県外に流出した学生等の UJI ターン就職を促進するための香川労働局の取組みに連携・協力を図り、県外学生等の UJI ターン就職を支援する。

(イ) ジョブ・カード制度の推進

内容：ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等を実施し、円滑な就職の促進を図る。

香川労働局が実施する業務

- 香川県など関係機関と共同で昨年策定した「香川県地域推進計画」（2カ年計画）の進捗状況を確認するとともに、今後の円滑な推進を図るため、香川県地域ジョブ・カード運営本部会合を開催する。

香川県が実施する業務

- 香川労働局が主催する香川県地域ジョブ・カード運営本部会合に出席し、「香川県地域推進計画」による目標達成に向けての協議を行う。

(ウ) フリーターなどの正規雇用化の促進

内容：香川県など関係機関と連携し、若年失業者やフリーター等の若者を対象に、若年労働者の早期離職を防止するとともに、安定した雇用に結びつける。

香川労働局が実施する業務

- 香川県と連携し、若年者に対するワンストップサービスを提供できる民間団体を選定するにあたり、香川県からの推薦を必要とすると共に、「若年者地域連携事業に関する企画審査委員会」を開催する。

香川県が実施する業務

- 香川労働局と連携し、若者に対するワンストップサービスを提供できる民間団体を選定するにあたり、委託要件を満たす民間団体を推薦すると共に、「若年者地域連携事業に関する企画審査委員会」において審査を行う。

(エ) ニート等の若者の職業的自立支援の推進

内容：地域若者サポートステーションにおいて、香川県と協働し、専門的な相談や中退者支援、職場体験等地域ネットワークを活用した就労に向けた支援を実施する。

香川労働局が実施する業務

- 香川県が主催する、かがわ若者自立支援及び生活・就労相談支援ネットワーク連絡会議に出席し、関係機関との連携強化やニート等若者の雇用促進に係る周知啓発や意見交換を行う。

香川県が実施する業務

- 香川労働局も出席する、かがわ若者自立支援及び生活・就労相談支援ネットワーク連絡会議で、関係機関との連携強化やニート等若者の雇用の促進に係る周知啓発や意見交換を行う。

(5) 高年齢者の就労推進を通じた生涯現役社会の実現

(ア) 高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

内容：高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず、企業や地域社会の支え手として働き続けることができる「生涯現役社会」の実現に向けた取り組みを図る。

香川労働局が実施する業務

- 香川県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、労使団体

- 等を構成員に含む香川県高年齢者就労促進連絡会議を開催する。
- 改正高齢法に基づく雇用確保措置未実施事業主に対し、助言・指導を実施する。

香川県が実施する業務

- 香川労働局が開催する香川県高年齢者就労促進連絡会議に参画する。

(イ) 高年齢者等の再就職の援助・促進

内容：高年齢者の雇用環境が厳しい環境にあるため、安心して再就職支援を受けることができるよう、再就職支援の充実を図る。

香川労働局が実施する業務

- 公共職業安定所において、職業生活再設計への支援や担当者制による就労支援を実施し、高年齢者の再就職の促進を図る。
- 香川県、香川県シルバー人材センター連合会を構成員に含む香川県シルバー人材センター事業推進連絡会議を開催する。

香川県が実施する業務

- 香川労働局が開催する香川県シルバー人材センター事業推進連絡会議に参画する。

(6) 障害者の就労促進

(ア) 精神障害、発達障害、難病などの障害特性に応じた就労支援の強化

内容：平成30年4月1日からの精神障害者の法定雇用率算定基礎化等を踏まえ、障害特性を考慮したきめ細かな職業相談と精神障害者等の雇用促進を図る施策の連携した実施に取り組む。

香川労働局が実施する業務

- 香川県が主催する香川県発達障害者支援連携協議会及び香川県難病対策連絡協議会に出席し、香川県の委託実施する発達障害者支援センター「アルプスかがわ」や難病就労支援センター「かがやき」など生活支援を含む福祉施策と就労施策の連携強化を図る。
- 香川県が主催する香川県障害者施策推進協議会に出席し、かがわ障害者プランの施策にかかる障害者雇用の現状などの情報提供や施策提言を行う。

香川県が実施する業務

- 香川労働局など関係機関で構成する香川県発達障害者支援連携協議会及び香川県難病対策連絡協議会を主催し、香川労働局の就労施策

と香川県の福祉・労働施策との連携を強化する。

- 香川労働局など関係機関で構成する香川県障害者施策推進協議会等を主催し、香川労働局との連携のもと、「かがわ障害者プラン」に基づき、障害者の就労促進に努める。

(イ) 中小企業に重点を置いた支援策の充実や「福祉」「教育」「医療」から「雇用」への移行推進

内容：香川県内の1人不足企業のうち、算定基礎労働者300人未満の中小企業が98.1%を占めているため、障害福祉施設、就労支援機関及び医療機関と連携して中小企業への支援を強化し、雇用への移行を推進する。

香川労働局が実施する業務

- 法定雇用率の引上げに伴い、新たに雇用義務の対象となった企業や未達成となった企業に対する雇用管理ノウハウに関する事例提供や職業紹介による雇用率達成指導を、香川県と連携して実施する。
- マッチング機会の提供による障害者雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を香川県と共同で開催する。
- 香川県（県教委）と連携して、特別支援学校の生徒・保護者・教師を対象とした事業所見学会を実施し、職業意識の早期形成を図る。

香川県が実施する業務

- 香川県は、法定雇用率の引上げに伴い新たに雇用義務化の対象となった企業や未達成となった企業に対する雇用管理ノウハウに関する好事例をハローワークや障害者就業・生活支援センターなどから情報提供を受け、好事例集として取りまとめ周知啓発を行うことにより、労働局・ハローワークによる雇用率達成指導に連携協力に取り組む。
- マッチング機会の提供による企業雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を香川労働局・ハローワークと共同で開催する。
- 香川県（県教委）は、労働局の実施する特別支援学校の生徒・保護者・教師を対象とした事業所見学会を協同実施して職業意識の早期形成を図る。

(ウ) 障害者雇用の更なる促進のための環境整備

内容：ハローワークを中心とした障害福祉施設や特別支援学校及び香川障害者職業センターのジョブコーチ支援並びに障害者就業・生活支援センターや医療機関など、地域の就労支援機関による

チーム支援の実施により雇用促進と職場定着支援の強化を図る。

香川労働局が実施する業務

- 香川県が障害者を積極的に多数雇用している事業所を「障害者雇用優良事業所」として認定するにあたり、必要な情報提供を行う。
- 就労移行支援事業所等に障害者職場実習受入企業リスト情報を提供し実習期間中や就職後の定着支援について、ハローワークを中心としたチーム支援を促進する。
- 香川県と連携して、雇用率未達成企業の特別支援学校等障害者施設への見学会を実施する。

香川県が実施する業務

- 障害者を積極的に多数雇用している事業所を「障害者雇用優良事業所」として認定するとともに、これを周知し、障害者の雇用促進と職業の安定を図る。
- 就労移行支援事業所等に対して、県が障害者就業・生活支援センターに委託実施する障害者短期職場実習制度及び労働局が実施する障害者職場実習制度の周知広報を行うとともに、実習期間中や就職後の定着支援に関するハローワークを中心としたチーム支援について周知啓発を行う。
- 香川労働局と連携して、雇用率未達成企業の特別支援学校等障害者施設への見学会を実施する。

(エ) 障害者の職業能力開発支援の充実

内容：香川労働局は香川県との連携を一層密にし、障害特性を考慮した障害者委託訓練を含め効果的な職業訓練受講あっせんや就職支援に努めるとともに、求人開拓や雇用率達成指導において把握した職業訓練ニーズや職場実習の受入れ可能情報の提供を行う。

香川労働局が実施する業務

- 香川県との連携により、個々の障害特性を考慮した訓練委託先事業所の選定等を行い、訓練効果と就労促進を図る。

香川県が実施する業務

- 香川労働局との連携により、個々の障害特性を考慮した訓練委託先事業所を開拓し、訓練及び就労の促進を図る。

(7) 生活困窮者に対する就労支援の推進

(ア) 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

内容：香川労働局と香川県との香川県生活福祉・就労支援協議会及びハローワークと地方自治体等との健康福祉圏域生活福祉・就労支援協議会による就労促進ネットワークの構築と連携の強化を図る。

香川労働局が実施する業務

- 香川県生活福祉・就労支援協議会を開催し、香川県と協定を締結のうえ、就労支援対象者及び就職者の年間計画を策定し、生活保護施策と雇用施策の情報交換と共有認識のもと、生活保護受給者等の就労による自立促進を図る。
- ハローワークによる香川県及び市町福祉事務所への出張相談を積極的に働きかけるとともに、ハローワークと地方自治体が一体となって就労支援を勧める。
- 生活困窮者自立促進支援モデル事業を行う自治体(丸亀市)や今後取り組もうとする自治体に関する情報提供を香川県から受けて、ハローワークによる生活保護受給者等就労自立促進事業との連携を図る。

香川県が実施する業務

- 香川県は、香川県生活福祉・就労支援協議会に参加して、労働局と協定を締結のうえ、就労支援対象者及び就職者の年間計画に基づき、生活保護施策と雇用施策の情報交換と共有認識のもと、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。
- 香川県は、管下の福祉事務所のほか自治体にハローワークによる出張相談を積極的に周知し、ハローワークと地方自治体が一体となって就労支援を進める。
- 生活困窮者自立促進支援モデル事業を行う自治体(丸亀市)や今後取り組もうとする自治体に関する情報提供を労働局に対して行い、ハローワークと連携実施する生活保護受給者等就労自立促進事業との連携を図る。

(目標：生活保護受給者及び児童扶養手当受給者等に対する就労支援について、就職者数 320 人以上)

(イ) 香川県と国の一体的実施事業の推進

内容：香川求職者総合支援センターにおいて、住居や生活に困窮する離職者等に対し、香川県の生活・就労相談等の支援とハローワ

ークの就職支援を一体的に実施し、生活困窮者等の自立支援をワンストップで行う。なお、当該一体的実施事業については、関係機関で構成する「一体的実施事業運営協議会」にて、事業評価を踏まえた共通目標の設定、取組の改善等を協議し、効果的な事業運営を図る。

香川労働局が実施する業務

- 香川労働局は、香川求職者総合支援センターにハローワークの就職支援担当職員を常駐させるとともに、ハローワークの職業紹介端末を設置し、生活困窮者等に対する職業相談、職業紹介を実施する。

香川県が実施する業務

- 香川県は、香川求職者総合支援センターに相談員を常駐させ、生活・就労相談を行うとともに、必要に応じて、香川労働局が配置する就職支援担当職員の行う職業相談、職業紹介に誘導する。